

香芝市訓令甲第2号

各 部 課
各出先機関

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市事務決裁規程の一部を改正する訓令

香芝市事務決裁規程（平成5年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第2号中「もと」を「下」に改め、同条第13号中「者」を「もの」に改める。

第3条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第17条中「市行政全般の統計等の資料の作成及び編集に関すること」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 市行政全般の統計等の資料の作成及び編集に関すること。
- (2) 固定資産台帳の整理保管に関すること。
- (3) 市営住宅の軽易な許可、承認及び取消しに関すること。
- (4) 入札参加資格者の登録に関すること。

第18条を削り、第19条を第18条とし、第20条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

第24条の見出し中「市民協働課長」を「地域振興課長」に改め、同条中「市民協働課長」を「地域振興課長」に、「自治会に係る定例又は軽易な事務に関すること」を「次のとおり」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 自治会に係る定例的又は軽易な事務に関すること。
- (2) 計量器検査の実施に関すること。

第24条を第23条とし、第25条を第24条とする。

第26条を削り、第27条を第25条とし、第28条から第36条までを2条ずつ繰り上げる。

第37条第1号中「定例」を「定例的」に改め、同条を第35条とする。

第38条を第36条とし、第39条から第41条までを2条ずつ繰り上げる。

第42条第2項第11号から第13号までの規定中「管財課長」を「総務情報課長」に改め、同条を第40条とする。

第43条を第41条とし、第44条から第47条までを2条ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。